

日本バイオ炭普及会 (Japan Biochar Association)

バイオ炭品質部門 細則

第1条 (目的)

この細則は「バイオ炭品質部門規則」に基づき、バイオ炭品質部門の運営上必要な事項を定める。

第2条 (品質証明書発行手数料)

規則第8条に規定する発行手数料は、品質測定料と品質確認保証料の2つからなりそれぞれ次のとおりとする。

(1) 品質測定料

品質測定料は、3年ごとに発生し金額は以下のとおりとする。

バイオ炭製造販売部会会員	40,000円 (税込)
非会員	80,000円 (税込)

(2) 品質確認保証料

品質確認保証料は、毎年発生し金額は次のとおりとする。それによって、品質証明書を毎年、発行する。

品質証明対象バイオ炭数量		加算基準	バイオ炭 製造販売部会 会員価格	非会員価格
対象範囲				
重量 (気乾)	体積			
10t以下	50m ³ 以下	一律	¥10,000	¥20,000
50t以下	250m ³ 以下	一律	¥30,000	¥60,000
300t以下	1,500m ³ 以下	+50t (+250m ³) 刻み毎	+¥50,000	+¥100,000
500t以下	2,500m ³ 以下	+100t (+500m ³) 刻み毎	+¥50,000	+¥100,000
501t以上	2,501m ³ 以上	+200t (+1,000m ³) 刻み毎	+¥50,000	+¥100,000

以上の条件を体系化して、別表1の通りとする。

第3条 (現地調査)

各種バイオ炭における原料調達・製造方法の特殊性や対象量に鑑み、現地調査を行うことがある。それらに係る実費が品質確認保証料を超過する場合は、超過分を徴収するものとする。

附則

本細則は2021年1月1日から施行する。

2022年4月19日第2条、第3条改定